

平成26年生駒市議会（第5回）臨時会議案

平成26年11月27日

生 駒 市

平成26年生駒市議会（第5回）臨時会議案目録

議案番号	議案名	頁
議案第 78 号	専決処分につき承認を求めることについて (平成26年度生駒市一般会計補正予算(第4回))	1～9
議案第 79 号	生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	10～11
議案第 80 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	12～29
議案第 81 号	生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第 82 号	生駒北スポーツセンター多目的グラウンド整備工事請負契約の締結について	31

議案第 78 号

専決処分につき承認を求めることについて

平成26年度生駒市の一般会計の補正予算（第4回）を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成26年11月19日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成26年11月27日提出

生駒市長 山下 真

専第 3 号

専 決 処 分 書

平成 26 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 4 回）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

平成 26 年 11 月 19 日

生駒市長 山下 真

平成 26 年度生駒市一般会計補正予算（第 4 回）

平成 26 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 4 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 37, 235 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37, 415, 468 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

## 歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 県支出金		2,231,640	37,235	2,268,875
	3 委託金	208,065	37,235	245,300
歳 入 合 計		37,378,233	37,235	37,415,468

## 歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,468,513	37,235	4,505,748
	4 選挙費	63,925	37,235	101,160
歳 出 合 計		37,378,233	37,235	37,415,468

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	207,921	37,235	245,156	4 選挙費委託金	37,235	総選挙・国民審査費委託金
計	208,065	37,235	245,300			

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	補正額の財源内訳				
					特定地方	財源			
5 総選挙・国民 審査費	0	37,235	37,235	37,235 (県委)			3,871	委員 管理会者 投票立人 開票立人 開票立人	
						3 職員手当等	14,979		
						7 賃金	2,124	臨時雇賃金	
						8 報償費	278	投票箱送致謝礼 各種協力謝礼	
						9 旅費	5	普通旅費	
						11 需用費	2,793	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕料	
						12 役務費	3,516	通信運搬費 手数料 保険料	
						13 委託料	8,377	開票所設置・撤去等委託料 電話交換業務委託料 選挙ポスター掲示場設置・撤去等委託料 選挙料 選挙時登録電算委託料 選挙公報配布業務委託料 選挙入場整理券封入処理委託料	
						14 使用料及び賃借料	1,192	自動車借上料等	

[単位 千円]

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明			
				国県支出金	地方債	その他の財源	区分	金額				
										一般財源		
										他		
						18 備品購入費	100	選挙用備品				
計	63,925	37,235	101,160	37,235								



補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与					計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)				
補正後	長等		20,952	7,840 2.95	1,258	42	30,092	5,128	35,220	
	議員	24	145,920	52,015 2.95			197,935	76,344	274,279	
	その他の 特別職	1,006	185,141				185,141	1,360	186,501	
	計	1,032	331,061	59,855	1,258	42	413,168	82,832	496,000	
補正前	長等	2	20,952	7,840 2.95	1,258	42	30,092	5,128	35,220	
	議員	24	145,920	52,015 2.95			197,935	76,344	274,279	
	その他の 特別職	821	181,270				181,270	1,360	182,630	
	計	847	327,190	59,855	1,258	42	409,297	82,832	492,129	
比較	長等	0	0	0 0.00	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0 0.00			0	0	0	
	その他の 特別職	185	3,871				3,871	0	3,871	
	計	185	3,871	0	0	0	3,871	0	3,871	

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与				合計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	( 57 ) 737		3,111,759	2,609,466	5,721,225	1,136,846	6,858,071		
補正前	( 57 ) 737		3,111,759	2,594,487	5,706,246	1,136,846	6,843,092		
比較	( 0 ) 0		0	14,979	14,979	0	14,979		

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当(千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
	補正後	101,179	113,220	1,200	198,921	17,529	170,812	37,000
	補正前	101,179	113,220	560	198,921	17,529	156,473	37,000
	比較	0	0	640	0	0	14,339	0

夜間勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
9,800	71,137	24,730	586,212	858,529	419,197
9,800	71,137	24,730	586,212	858,529	419,197
0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	0	給与改定に伴う増減		
		昇給に伴う増減		
		その他の増減		職員数の異動状況 補正後 人 補正前 人 比較 人 採用・退職の状況等 採用者 人 退職者 人
職員手当	14,979	制度改正に伴う増減		
		その他の増減	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行に伴う増加	
			扶養手当 管理職手当 管理職員特別勤務手当 地域手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 休日勤務手当	千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円
			夜間勤務手当 通勤手当 住居手当 退職手当 期末手当 勤勉手当	千円 千円 千円 千円 千円 千円
		14,979		14,339 千円 千円

議案第 79 号

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年11月27日

生駒市長 山下 真

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月生駒市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和31年11月生駒市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第4条 生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和35年9月生駒市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第6条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正)

第7条 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例(平成24年3月生駒市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第8条 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 80 号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 11 月 27 日

生駒市長 山下 真

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年 7 月生駒市条例  
第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項第 2 号中「26,000 円」を「33,100 円」に改め  
る。

第 16 条第 2 項第 1 号中「100 分の 67.5」を「100 分の 82.5」  
に改め、同項第 2 号中「100 分の 32.5」を「100 分の 37.5」に改  
める。

別表を次のように改める。

## 別表（第3条関係）

## 給料表

(月額)

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給								
再任 用職 員以 外の 職員	1	円 137,600	円 187,700	円 224,600	円 263,500	円 290,700	円 322,100	円 367,500	円 414,100
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000

23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400	
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100	
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900	



49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500	
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200	
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000	
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800	
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400	
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200	
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000	
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600	
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200	
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000	
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800	
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600	
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200	
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600		
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200		
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800		
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100		
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700		
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400		
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900		
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400		
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100		
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800		
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500		
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000		
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700		

75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400		
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100		
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600		
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100			
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800			
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500			
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000			
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700			
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400			
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100			
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600			
86	241,000	295,900	344,000	383,900				
87	241,700	296,200	344,500	384,500				
88	242,400	296,600	344,900	385,100				
89	243,100	296,900	345,200	385,800				
90	243,600	297,300	345,600	386,400				
91	244,100	297,700	346,100	387,000				
92	244,600	298,100	346,500	387,600				
93	244,900	298,200	346,700	388,300				
94		298,500	347,100					
95		298,900	347,600					
96		299,300	348,000					
97		299,500	348,100					
98		299,800	348,600					
99		300,200	349,100					
100		300,600	349,400					

101		300,800	349,700					
102		301,100	350,100					
103		301,500	350,500					
104		301,800	350,900					
105		302,000	351,400					
106		302,300	351,800					
107		302,700	352,200					
108		303,000	352,600					
109		303,200	353,100					
110		303,600	353,500					
111		304,000	353,900					
112		304,300	354,200					
113		304,400	354,700					
114		304,700						
115		305,000						
116		305,400						
117		305,600						
118		305,800						
119		306,100						
120		306,400						
121		306,800						
122		307,000						
123		307,300						
124		307,600						
125		308,000						
再任用職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400

第2条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「23,000円」を「30,000円」に、「45,000円」を「70,000円」に改める。

第14条の2第1項中「100分の20」を「100分の25」に改める。

第14条の3第1項中「年末年始の休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第14条の3第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額

第15条第5項中「の100分の20」を「の100分の25」に改める。

第16条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

第17条の2中「、第8条及び第8条の3」を「及び第8条」に改め、「及

び任期付短時間勤務職員」を削り、同条に次の１項を加える。

２ 第 7 条、第 7 条の 2、第 8 条及び第 8 条の 3 の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

附則に次の 1 項を加える。

21 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、給料表の適用を受ける職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の給料の月額（地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当の額の算出の基礎となるものを除く。）は、第 3 条並びに第 4 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 9 項並びに生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 26 年 11 月生駒市条例第 号）附則第 6 項から第 8 項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その額に次の各号に掲げる職務の級の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 1 級及び 2 級 100 分の 0.3

(2) 3 級及び 4 級 100 分の 0.5

(3) 5 級 100 分の 0.6

(4) 6 級及び 7 級 100 分の 1

(5) 8 級 100 分の 1.1

別表を次のように改める。

## 別表（第3条関係）

## 給料表

（月額）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給								
再任 用職 員以 外の 職員	1	円 137,600	円 187,700	円 223,900	円 258,300	円 285,000	円 315,800	円 360,100	円 405,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900

23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100	
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800	

49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300	
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700	
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100	
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500	
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900	
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300	
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700	
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000	
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300	
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700	
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000	
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300	
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600	
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800		
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100		
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400		
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700		
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000		
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300		
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600		
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800		
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100		
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400		
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700		
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900		
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200		



75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500		
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700		
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900		
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200		
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500		
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700		
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900		
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200		
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500		
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700		
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900		
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000			
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300			
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500			
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700			
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000			
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300			
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500			
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700			
94		292,500	340,300					
95		292,900	340,800					
96		293,300	341,200					
97		293,500	341,300					
98		293,800	341,800					
99		294,200	342,200					
100		294,600	342,500					

	101		294,800	342,800					
	102		295,100	343,200					
	103		295,500	343,600					
	104		295,800	344,000					
	105		296,000	344,500					
	106		296,300	344,900					
	107		296,700	345,300					
	108		297,000	345,700					
	109		297,200	346,200					
	110		297,600	346,600					
	111		298,000	346,900					
	112		298,300	347,200					
	113		298,400	347,700					
	114		298,700						
	115		299,000						
	116		299,400						
	117		299,600						
	118		299,800						
	119		300,100						
	120		300,400						
	121		300,800						
	122		301,000						
	123		301,300						
	124		301,600						
	125		301,900						
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600

(生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年12月生駒市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000円」を「377,000円」に、「424,000円」を「426,000円」に、「477,000円」を「479,000円」に、「541,000円」を「542,000円」に、「617,000円」を「618,000円」に、「721,000円」を「722,000円」に、「844,000円」を「845,000円」に改める。

第8条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第4条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「377,000円」を「370,000円」に、「426,000円」を「418,000円」に、「479,000円」を「470,000円」に、「542,000円」を「531,000円」に、「618,000円」を「606,000円」に、「722,000円」を「708,000円」に、「845,000円」を「828,000円」に改める。

第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「」を「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては」に、「100分の170」を「100分の155」に改める。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(給料の月額の特例)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

3 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、特定任期付職員の給料の月額(地域手当、期末手当、特殊勤務手当、退職手当及び特定任期付職員業績手当の額の算出の基礎となるものを除く。)は、第7条第1項及び

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年11月生駒市条例第 号）附則第6項から第8項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その額に次の各号に掲げる号給の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 1号給及び2号給 100分の1

(2) 3号給から7号給まで 100分の1.1

（生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条中「休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第25条中「、第7条の2」を削り、「若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）第4条」を「又は第28条の6第1項若しくは第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第4条、第6条、第7条の2及び第17条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）第4条の規定により採用された職員には適用しない。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条並びに附則第5項から第10項までの規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第16条第2項の改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の給与条例（同項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定（生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の任期付職員条例（同項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動

した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長の定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第15条第5項（給与条例第16条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与条例第15条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年11月生駒市条例第 号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 10 附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員に関する任期付職員条例第7条第3項の規定の適用については、同項中「給料月額」とある

のは、「給料月額と生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年11月生駒市条例第 号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（委任）

- 11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第 81 号

生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年11月27日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項第1号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第2号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第3号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第4号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第5号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第6号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第7号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



議案第 82 号

生駒北スポーツセンター多目的グラウンド整備工事請負契約の締結について

平成26年11月5日事後審査型条件付一般競争入札に付した生駒北スポーツセンター多目的グラウンド整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 生駒北スポーツセンター多目的グラウンド整備工事                                    |
| 2 | 契約の方法  | 事後審査型条件付一般競争入札   |
| 3 | 契約金額   | 192,132,000円   |
| 4 | 契約の相手方 | 奈良市高天町22番2号 明治安田生命奈良ビル3階<br>大成ロテック株式会社 奈良営業所<br>営業所長 三崎象次郎 |
| 5 | 工 期    | 契約の日から平成27年3月20日まで   |

平成26年11月27日提出

生駒市長 山下 真